

湖北地域の住民の安全と安心を確保する丹生ダム建設の推進を求める意見書

滋賀県湖北地域の姉川・高時川流域の住民は、過去幾度となく水害に見舞われ、その度に人命の亡失、家屋の損害、田畑の流失など大きな被害を受けてきました。一方、毎年夏場の渇水時期には瀬切れのため、河川環境の悪化のみならず、長浜市びわ上水道を始めとする生活用水などの確保に大変な苦勞を強いられてきており、これらへの対策は地元住民にとって緊急を要する最重要課題となっている。

淀川水系の河川の治水安全度は、淀川水系の上中流域である滋賀県内では5年から20年に一度の大雨に耐えうる程度と安全度が低いのにに対し、姉川や高時川などを含む上中流域での破堤、溢水等により淀川本川の下流域では、200年に一度の大雨にも耐えうるような安全度に保たれており、いわゆる上中流と下流では「人の命」の「格差」が存在している。この状況を放置すれば、憲法で保障された基本的人権、特に生存権が不公平なままとなる。

このような中、昨年6月20日、近畿地方整備局より淀川水系河川整備計画（案）が公表され、上中流と下流の格差を是正するために、上下流バランスを考慮した河川整備を行うこととし、異常渇水対策容量についても、淀川本川の河川環境や琵琶湖の環境を維持するために必要な水量として位置づけており、大いに評価しているところである。

しかしながら、淀川水系流域委員会は、「結果ありき」で「流域住民不在」の議論を続け、ダム等の河川施設による「格差」の解消は不要との結論を出しており、まさに淀川水系の上流域に居住する滋賀県民の「生存」する権利を冒瀆するものと言わざるを得ません。つきましては、上中流と下流との間の「人の命」の「格差」を解消し、滋賀県湖北地域の住民の安全と安心を確保するために、政府ならびに滋賀県知事及び滋賀県議会におかれては、以上の点を踏まえた上で、下記の事項について早急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 近畿地方整備局は、早期に淀川水系河川整備計画計画（案）を成案として決定した上で、数年の調査検討を行うとの位置づけとなっている丹生ダムについて、姉川・高時川流域の治水と河川環境の維持、特に瀬切れ対策のために、丹生ダムの容量に下流域に対する異常渇水対策容量を見込む「貯水型ダム」として早期に決定し、建設に着工すること。
2. 滋賀県は、淀川水系河川整備計画を決定後、姉川・高時川の河川整備計画を早期に取りまとめ、河川整備を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月17日

国土交通大臣  
国土交通省 河川局長  
独立行政法人 水資源機構 理事長  
近畿地方整備局長  
滋賀県知事  
滋賀県議会議長 宛

長浜市議会議長